

向日市教育情報セキュリティポリシー

令和4年3月策定
(令和8年4月改訂版)

向日市教育委員会教育部学校教育課

表：改訂等履歴

改正等年月日	概 要
令和 4年 3月 1日	向日市教育情報セキュリティポリシーの制定
令和 5年 4月 1日	教育情報セキュリティポリシーガイドライン（令和4年3月改訂）に係る改訂
令和 8年 4月 1日	地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行（令和8年4月1日）に係る改訂

目次

第1章 総則	1
第2章 教育情報セキュリティ基本方針	2
1 目的	2
2 定義	2
3 対象とする脅威	2
4 適用範囲	3
5 職員及び教職員等の遵守義務	3
6 情報セキュリティ対策	3
7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
8 教育情報セキュリティポリシーの見直し	4
9 教育情報セキュリティ対策基準の策定	4
10 教育情報セキュリティ実施手順の策定	4

第1章 総則

向日市教育情報セキュリティポリシーとは、向日市教育委員会及び学校等（向日市立の小学校及び中学校並びに向日市学校給食センターをいう。以下同じ。）が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

教育情報セキュリティポリシーは、以下の2つの階層に分けて策定、管理するものとし、向日市教育委員会教育部職員、教職員及び外部委託事業者は、学校関係の業務の遂行に当たっては、向日市教育情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

また、基本方針については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。

（1） 教育情報セキュリティ基本方針

教育情報セキュリティ基本方針は、向日市教育情報セキュリティポリシーの最上位に位置し、向日市情報セキュリティ基本方針に従うものとする。

（2） 教育情報セキュリティ対策基準

教育情報セキュリティ対策基準は、教育情報セキュリティ基本方針に基づき、全ての教育情報システムで遵守すべき対策の基準とする。

（3） 向日市情報セキュリティ基本方針との関係

向日市教育委員会教育部職員、教職員及び外部委託事業者のうち、市長部局等が管理する情報システム等を利用する者については、本ポリシーに加え、向日市情報セキュリティ基本方針及び関連する規程を遵守するものとする。

第2章 教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、向日市教育委員会及び学校等が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、向日市教育委員会及び学校等が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産の範囲

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンスの不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 適用範囲

本基本方針を適用する範囲は、向日市教育委員会及び学校等とし、外部委託事業者もこれに準ずるものとする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員及び教職員等の遵守義務

向日市教育委員会教育部職員（以下「職員」という。）及び学校等に所属する教職員、非常勤教職員、臨時教職員（以下「教職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順その他向日市が定める情報セキュリティに関する規程を遵守しなければならない。

また、職員及び教職員等のうち、市長部局等が管理するネットワーク及び情報システムを利用する者にあつては、向日市情報セキュリティ基本方針、同対策基準及び同実施手順についても併せて遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

向日市教育委員会及び学校等が保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

向日市教育委員会及び学校等の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

向日市教育委員会及び学校等の情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

- ①校務系においては、サーバを経由しない各学校間の通信をできないようにした上で、学習系との通信経路を分断し、校務系情報の流出を防ぐ。
- ②学習系においては、不正通信の監視機能の強化等の情報セキュリティ対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ等、管理区域等、通信回線等及びパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員及び教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等の教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。

また、教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 外部サービスの利用

約款による外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査又は自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

本章に関連する情報セキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。